

次期「いわていきいきプラン」の策定について

高齢者福祉計画・第10期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画

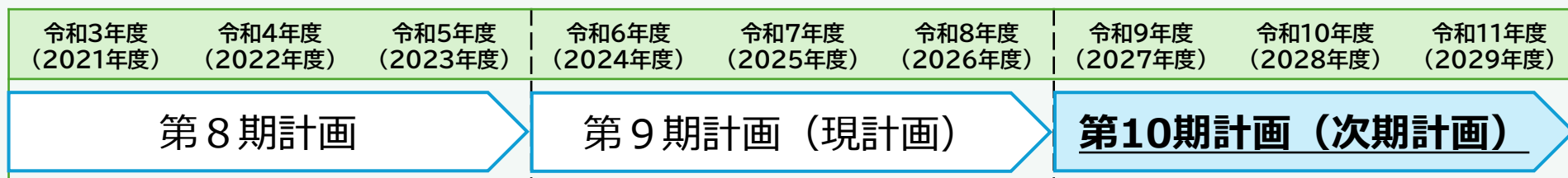


内容

- 1 いわていきいきプランの位置付け
- 2 第10期介護保険事業支援計画における国の基本指針案
- 3 次期プランの策定方針
- 4 新たな地域医療構想との整合について
- 5 骨子案
- 6 今後の策定スケジュール

1 いわていきいきプランの位置付け

- 介護保険事業（支援）計画は、介護保険法の規定により、3年を1期とした計画として、都道府県は介護保険事業支援計画を、市町村は介護保険事業計画を策定することが求められており、令和9年度からの計画に向けて、今年度中に第10期介護保険事業（支援）計画を策定する必要がある。



- 県では、第10期介護保険事業支援計画のほか、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を「いわていきいきプラン（2027～2029）」として一体的に策定する。



高齢者福祉計画

- ・老人福祉法第20条の9
- ・介護保険以外も含むすべての高齢者を対象とした計画

介護保険事業支援計画

- ・介護保険法第118条
- ・国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」に基づき作成

認知症施策推進計画

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条（努力義務）
- ・高齢者福祉計画や介護保険事業支援計画等と整合を図る

2 第10期介護保険事業支援計画における国の基本指針案

- ・ 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- ・ その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント(案)

- 介護サービス基盤の計画的な整備
- 地域包括ケアシステムの深化
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

※令和8年7月15日 全国介護保険担当課長会議

「第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）」より抜粋 3

3 次期プランの策定方針

中長期的な視点での取組の推進

第10期介護保険支援事業計画における国の基本指針案に基づき、2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向け、介護サービス基盤、人材確保、医療と介護の連携などについて、中長期的な視点での取組を記載。

介護需要の増加を見据えた 高齢者福祉施策の展開

○高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けられる環境づくりを推進し、元気でいきいきと暮らす高齢者を増やす施策を展開。

地域の実情に応じた 介護サービス提供体制の構築

○中長期的な人口動態や介護需要の推計をもとに、地域におけるサービス提供体制の確保に資する施策を実施。

○医療と介護の連携や提供体制の確保に向けて、地域の関係者等と議論。

介護人材の確保と事業者支援

○多様な人材の確保・定着や、介護職の魅力向上の取組等による人材確保施策の実施。

○介護テクノロジーの更なる活用促進や協働化等による生産性向上、経営改善支援。

4 新たな地域医療構想との整合について

- 今年度策定する第10期計画の計画期間（R9～R11）においては、慢性期の医療需要の見込や供給量の見込等のデータを共有しながら、圏域ごとに議論を深めていく（地域医療構想調整会議等の活用）。
- 介護保険事業支援計画における、2040年に向けた医療・介護の提供体制の確保に係る取組等については、令和10年度までに策定する新たな地域医療構想を踏まえ、令和11年度に策定する第11期介護保険事業支援計画（R12～R14）に反映し、整合性を図る予定。

<想定スケジュール>

項目		R8	R9	R10	R11	R12
★ 新たな地域医療構想（～2040）		構想の検討・策定			構想の推進	
論点	構想区域	区域の検討				
	医療機関・病床機能報告（見込み）	◎照会10月 ⇒報告11月	◎照会10月 ⇒報告11月	◎照会10月 ⇒報告11月		
	医療機関機能の確保	データの整理等				
	病床機能の確保					
	外来医療					
	在宅医療					
	介護との連携					
	人材確保					
	精神医療	国でガイドライン検討	ガイドライン・報告等を踏まえた協議等			
★ 保健医療計画（2024-2029）		中間見直し	第8次医療計画		次期計画の検討・策定	第9次
★ 介護保険事業支援計画		第9期計画 次期期計画の検討・策定	第10期計画 データの共有・議論等		次期計画の検討・策定	第11期計画

地域医療構想策定

参考 これまでの主な取組状況について

時期	国	岩手県
3月	23日：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議	
5月		28日：第10期計画の策定に関する市町村説明会
6月		下旬～：市町村データの整理（人口動態、介護需要の将来推計、有料老人ホームの設置状況等）
7月	15日：全国介護保険担当課長会議 ※第10期計画に係る基本指針案の公表	上旬～：現行プランの中間評価 7日：地域包括ケア「見える化」システム[※] 市町村研修会 22日～：保険者ヒアリング
8月		上旬：市町村へのデータ提供

[※] 地域包括ケア「見える化」システムとは
都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム

5 骨子案（次期プランの全体像）

目指す姿

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現

【施策の柱】

【施策】

【新たに記載する事項】

1 高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる環境づくり

- ① 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進
- ② 介護予防と地域リハビリテーションの推進
- ③ 高齢者の安心な暮らしを支える体制づくりの推進

③には、頼れる身寄りがない高齢者への支援や、災害への備えのほか、養護老人ホームの今後のあり方について記載。

2 認知症とともに生きる社会づくり

- ① 普及啓発及び本人発信支援
- ② 医療・ケア・介護サービスと家族への支援
- ③ 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

3 安定的な介護サービス提供体制の構築に向けた仕組みづくり

- ① 地域の実情に応じた介護基盤の確保・充実とサービスの質向上
- ② 在宅医療と介護の連携推進
- ③ 介護給付適正化の推進
- ④ 多様なニーズに対応した住まいの充実・強化

①には、地域類型（中山間・人口減少地域等）を踏まえた対応や、休廃止が生じている訪問介護サービスへの支援等について記載。
②には、2040年を見据えた医療と介護の提供体制の確保に向けた方向性等を記載。

4 介護を支える人材の確保

- ① 参入の促進
- ② 労働環境・処遇の改善
- ③ 専門性の向上

5 骨子案（新旧対照表：Ⅰ 総論）

第9期計画（現計画）

Ⅰ 総論

第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～

第2章 基本方針

第1 施策推進の基本方針

【目指す姿】

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現

第2 施策推進の基本的な考え方

※ 4つの施策の柱の概要を記載

第3章 推進方針

第10期計画（次期計画）

Ⅰ 総論

第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～

第2章 前期プランの評価

第3章 基本方針

第1 施策推進の基本方針

【目指す姿】

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現

第2 施策推進の基本的な考え方

※ 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進につながる、4つの施策の柱の概要を記載

第4章 推進方針

骨子案のポイント（Ⅰ 総論）

第2章

新たに前期プランの評価を章立てして記載し、これまでの取組の進捗や成果と課題を踏まえた上で、次期計画に掲げる施策の方向性を明記する。

第3章

- ・ 目指す姿は、現計画を継承する。
- ・ 地域包括ケアシステムは、様々な施策により構築される包括的な概念であり、プランに掲げる取組を総合的に展開していく中で深化・推進を図る関係性にあることから、地域包括ケアに係る施策の柱を削除し、「施策推進の基本的な考え方」に集約して記載する。

5 骨子案（新旧対照表：Ⅱ各論）

第9期計画(現計画)

Ⅱ 各論

第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

- ① 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進
- ② 在宅医療と介護の連携推進
- ③ 介護予防と地域リハビリテーションの推進

第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

- ① 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進
- ② 介護基盤の整備・充実とサービスの向上
- ③ 介護給付適正化の推進
- ④ 多様な住まいの充実・強化

第3章 認知症とともに生きる社会づくり

- ① 普及啓発及び本人発信支援
- ② 医療・ケア・介護サービスと家族への支援
- ③ 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ① 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加活動の推進
- ② 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進
- ③ 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境整備

第10期計画(次期計画)

Ⅱ 各論

第1章 高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる環境づくり

- ① 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加活動の推進
- ② 介護予防と地域リハビリテーションの推進
- ③ 高齢者の安心な暮らしを支える体制づくりの推進

第2章 認知症とともに生きる社会づくり

- ① 普及啓発及び本人発信支援
- ② 医療・ケア・介護サービスと家族への支援
- ③ 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

第3章 安定的な介護サービス提供体制の構築に向けた仕組みづくり

- ① 地域の実情に応じた介護基盤の確保・充実とサービスの質向上
- ② 在宅医療と介護の連携推進
- ③ 介護給付適正化の推進
- ④ 多様なニーズに対応した住まいの充実・強化

第4章 介護を支える人材の確保

- ① 参入の促進
- ② 労働環境・処遇の改善
- ③ 専門性の向上

5 骨子案（新旧対照表：Ⅱ各論）

骨子案のポイント（Ⅱ各論）

（1）施策の柱について

第1章	策定方針のとおり、 <u>元気でいきいきと暮らす高齢者を増やす施策の柱</u> として、新たに「 <u>高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる環境づくり</u> 」を設定。
第3章	2040年に向けた大きな課題である <u>介護人材の確保</u> について、 <u>新たに施策の柱として位置付け</u> 、取組を強化・推進していく。
第1章～第4章	4つの施策の柱の記載順を、高齢者の状態や暮らしの変化を踏まえた、 <u>県民のライフステージ（※）を意識した順番に整理</u> する。 （※）高齢になっても健康で生きがいを持って暮らせる環境→ 認知症になっても自分らしく生きられる社会→ 安定的に介護サービスを受けられる体制の構築→ 介護サービスを支える人材確保

（2）施策について

第1章③	現計画の第1章①「 <u>住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進</u> 」、第4章②「 <u>高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進</u> 」、第4章③「 <u>被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境整備</u> 」を、 <u>第1章③「高齢者の安心な暮らしを支える体制づくりの推進」に集約</u> する。 新たな施策においては、 <u>頼れる身寄りがない高齢者への支援</u> のほか、 <u>生活支援サービスの確保・充実に向けた多様な主体の参画促進等</u> の取組について記載。
第3章②	「 <u>在宅医療と介護の連携推進</u> 」について、現計画では、第1章「 <u>地域包括ケアを推進するための仕組みづくり</u> 」に位置付けていたが、地域のサービス提供体制と密接に関連することから、 <u>次期計画では第3章「安定的な介護サービス提供体制の構築に向けた仕組みづくり」に位置付け</u> た上で、 <u>2040年を見据えた医療と介護の提供体制の確保に向けた方向性等</u> を記載。

6 今後の策定スケジュール

	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
全体 スケジュール	骨子案	素案			中間案 ※パブリック・コメント、地域説明 会で意見募集	最終案		
高齢者福祉・ 介護保険 推進協議会		第1回 9/7		第2回 11/20 ※予定			第3回 2月中旬 予定	
県議会報告 (常任委員会)				12月 議会			2月議会	
パブリック・コ メント、地域 説明会					パブリック・ コメント、 地域説明会			